第千九百二十四号

平成二十一年

曜

日

3 2

二月十九日 木

山梨県告示第四十四号

南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、

その図面及び関係書類を山梨県庁及び

次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

十一年二月十三日初狩土地改良区の定款の一部変更を認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県告示第四十五号

所 (峡北支所を除く。) において、この告示の日から平成二十一年三月十二日まで一般 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横 内

正

明

道路の種類 県道

路 線名 甲斐中央線

Ξ 道路の区域

甲斐市篠原字発起新居一九四五番の二地先 甲斐市篠原字発起新居一九五一番の四地先 $\overline{\times}$ 間 旧 の 旧別 新 新 八<u>:</u> 五・八~ (メートル) 敷地の幅員 九・七 七.五 (メートル) 延 三七・八 三七・八

目 次

示

道路の区域変更......ハ....ハー 土地改良区の定款の一部変更の認可......ハ 保安林の指定の予定......ハ

建築基準法に基づく道路位置指定......

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等の変更......ハニ

土地区画整理組合の事業計画の変更認可......ハニ

公安委員会

平成二十一年度自動車等の運転免許試験等の実施

告 示

山梨県告示第四十三号 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横

内

正

明

保安林の所在場所

南アルプス市須澤字古以多和三二三の一

指定の目的

水源のかん養

Ξ 指定施業要件

立木の伐採方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字古以多和三二三の一(次の図に示す部分に限る。

Щ

梨

県

公

報

第千九百二十四号

平成二十一年二月十九日

山梨県告示第四十六号

覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成二十一年二月十九日

道路の位置

笛吹市一宮町東原字柿木四八六番四及び四九三番四

山梨県知事

横

内

正

明

_ 道路の幅員

最大五・八五メートル 最小五・〇〇メートル

Ξ 道路の延長

八七・二〇メートル

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 内 正

明

申請のあった年月日 平成二十一年二月四日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

- 名 称 特定非営利活動法人 アースサポート
- 2 代表者の氏名 藤原栄
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市小原西五百三番地の一
- 4 定款に記載された目的

する事業を行い広く公益に寄与することを目的とする。 自然環境保全、災害救助支援、地域安全活動、まちづくりと経済活動の活性化に関 この法人は、峡東地域を中心とした人々を対象として、行政機関と連携を図り、

Ξ 縦覧期間 平成二十一年二月九日から同年四月八日まで

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等の変更

郵便」に改め、平成二十一年三月一日より適用する。 価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等第四中「配達記録郵便」を「簡易書留 平成二十年三月十三日付け山梨県公報第千八百三十七号により公告した経営規模等評

平成二十一年二月十九日

山梨県知事 横 内

正

明

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、 次

のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十一年二月十九日

山梨県知事

横

内

正

明

組合の名称

富士吉田市新西原四丁目土地区画整理組合

事務所の所在地

富士吉田市下吉田七百四十六番地

Ξ 施行地区

富士吉田市新西原四丁目の

一部

兀 設立認可の年月日

平成十七年五月二十三日

五 変更後の事業施行期間

平成十七年度から平成二十一年度まで

六 変更認可の年月日

平成二十一年二月十九日

公安委員会

平成二十一年度自動車等の運転免許試験等の実施

及び道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第十八条の五の規定による 除試験」という。)、法第百条の二第二項の規定による再試験 (以下「再試験」という。) う。)、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験 (以下「一部免 能検査」という。)、法第九十七条の規定による運転免許試験 (以下「免許試験」とい 五号。以下「法」という。) 第八十九条第二項の規定による運転技能の検査 (以下「技 平成二十一年四月から平成二十二年三月までの、道路交通法 (昭和三十五年法律第百 山 梨 県 公 報 第千九百二十四号 平成二十一年二月十九日

二 免許試験 審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。 1 普通自動車免許 (AT車 を除く。) 普通自動車免許 (AT車 中型自動車免許 に限る。) 大型自動車免許 平成二十一年二月十九日 技能検査 普通自動車第二種免許 (検 を除く。 普通自動車免許 (AT車 AT車を除く。) 大型自動車第二種免許 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験 免 查 許 の の 種 種 類 類 毎週火曜日及び木曜日 (休 毎週月曜日及び水曜日(休 以下「休日」という。)を|ンター) | 「項に規定する県の休日 (| 免許課 (山梨県総合交通セ梨県条例第六号) 第一条第 | 山梨県警察本部交通部運転 日を除く。) 日を除く。) 毎週水曜日(休日を除く。 除く。) を定める条例(平成元年山 毎週木曜日 (山梨県の休日 毎週月曜日及び水曜日 (休日 を除く。) 検 試 查 山梨県公安委員会 験 委員長 日 日 八百二十五番地 |山梨県南アルプス市下高砂 井 |山梨県南アルプス市下 合交通センター) 運転免許課 (山梨県総 山梨県警察本部交通部 高砂八百二十五番地 検 試 上 查 験 場 利 場 所 所 夫 普通自動車仮免許 (AT 車に限る。) 小型特殊自動車免許 普通自動日 大型自動二輪車免許 牽引免許 大型特殊自動車免許 牽引第二種免許 大型特殊自動車第二種免 中型自動車第二種免許 中型自動車免許 中型自動車仮免許 大型自動車免許 大型自動車仮免許 車を除く。) 普通自動車免許 (AT車 AT車に限る。 普通自動車第二種免許 (普通自動車仮免許 (AT に限る。) |輪車免許 | 毎週火曜日及び木曜日 (休日 毎週水曜日(休日を除く。 毎週金曜日 (休日を除く。) 毎週火曜日 (休日を除く。) 毎週水曜日 (休日を除く。) 毎週木曜日 (休日を除く。) 毎週月曜日 (休日を除く。) を除く。) |山梨県南アルプス市下

原動機付自転車免許	該警察署の住所区域に住所の 対しては、当 大田)。ただし、警察署で免 当たった場合は、別に指定し 対している がある。ただし、警察署で免 大田)。ただり、警察署で行う毎月第一火 大田・ 大	住所の 目二番二号 は、当 山梨県都留市下谷三丁署で免 合交通センター) 署で免 合交通センター) 指定し 運転免許課(山梨県総 所日に 山梨県警察本部交通部 第一火 高砂八百二十五番地	中型自動車免許	毎週水曜日(休日を除く。)毎週水曜日(休日を除く。)	J
	ある者に限る。	連転免許課都留分室山梨県警察本部交通部	中型自動車第二種免許	毎週金曜日(休日を除く。)	,
		察署にようとする警	許 大型特殊自動車第二種免		
2 自動車等の運転に必要な技能につい	技能についての免許試験		牽引第二種免許		
免許の種類	試験日	試験場所	大型特殊自動車免許		
大型自動車第二種免許	いぶ。 毎週月曜日及び水曜日 (休日	山梨県南アルプス市下	牽引免許		
	を除く、)	<u> </u>	大型自動二輪車免許		
AT車を除く。)		合交通センター)	普通自動二輪車免許		
を除く。) 音通自動車免許(AT車			3 自動車等の運転に必要な知識につい	知識についての免許試験	
車こ限る。) 普通自動車仮免許 (AT			免許の種類	試験日	試験場
	<u> </u>		大型自動車第二種免許	と余く。 と 毎週月曜日及び水曜日 (休日	高少八百二十三番也山梨県南アルプス市下
A 丁車に限る。)	を除く。)		AT車を除く。) 普通自動車第二種免許(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	運転免許課(山梨県総山梨県警察本部交通部
に限る。) 普通自動車免許 (AT車			音通自動車免許 (AT車		合交通センター
車を除く。)			車に限る。ノ 普通自動車仮免許(AT		
大型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)		耳に肉を		

브
一十四号
平成
\mp
年
月十
九日

					T .			T .				I .	T .	Ι.			1	
				原動機付自転車免許	小型特殊自動車免許	普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	大型特殊自動車免許	牽引第二種免許	許	大型特殊自動車第二種免	中型自動車第二種免許	中型自動車仮免許	大型自動車仮免許	車を除く。)	普通自動車仮免許 (AT	に限る。) 普通自動車免許 (AT車	AT車に限る。)普通自動車第二種免許(
			9る者は、当警察署で免		又は警察署で行う毎月第一火一毎週水曜日(休日を除く。)							毎週金曜日(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	毎週月曜日(休日を除く。)				を除く。) 毎週火曜日及び木曜日 (休日
住所区域を管轄する警	免許を受けようとする 運転免許課都留分室	山梨県警察本部交通部	山梨県都留市下谷三丁	運転免許課 (山梨県総 山梨県警察本部交通部	高砂八百二十五番地													
大型自動車仮免許	原動機付自転車免許	小型特殊自動車免許	普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	牽引免許	大型特殊自動車免許	普通自動車免許	中型自動車免許	大型自動車免許	牽引第二種免許	許	大型特殊自動車第二種免	普通自動車第二種免許	中型自動車第二種免許	大型自動車第二種免許	免許の種類	1 免許試験の一部が免除さ 一部免除試験の一部が免除さ	
毎週月曜日から金曜日まで(<		│ こ現定する卒業証明書を有す│ 及び法第九十九条の五第五項	条第二項後段に規定する書面へる。)。 ただし、法第八十九	第日	けっぱい できょう はい	木ヨと余く。 まこ、 重気も午 毎週月曜日から金曜日まで (試験日		
山梨県南アルプス市下								でに設当する者を除く	日二亥首片る首を余く 七十号)第三十四条の		, 重転免許課都留分室 () 山梨県警察本部交通部					試験場	週性についての名	察署

一梨 県 公 報 第一年九百二十四号 平成二十一年二月十九日

Щ

普通自動車仮免許	中型自動車仮免許	
		休日を除く。)
合交通センター)	運転免許課 (山梨県総山梨県警察本部交通部	高砂八百二十五番地

許試験2.免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免2.免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免

中型自動車免許	中型自動車仮免許	大型自動車免許	大型自動車仮免許	車を除く。) 普通自動車仮免許(AT	に限る。) 普通自動車免許(AT車	AT車に限る。) 普通自動車第二種免許 (車に限る。) 普通自動車仮免許 (AT	を除く。) ・	AT車を除く。) 普通自動車第二種免許(大型自動車第二種免許	免許の種類
毎週水曜日(休日を除く。)	毎週火曜日(休日を除く。)	毎週木曜日(休日を除く。)	毎週月曜日(休日を除く。)			を除く。) 毎週火曜日及び木曜日 (休日			を 多	E 余く。) 毎週月曜日及び水曜日 (休日	試験日
								言え近七ンスー	高級ノアーン 山梨県警察本部交通部 山梨県警察本部交通部		試験場所

中型自動車第二種免許	毎週金曜日(休日を除く。)	
許大型特殊自動車第二種免		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

許試験3.免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免3.免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免

普通自動車免許	中型自動車免許	大型自動車免許	牽引第二種免許	.	普通自動車第二種免許	中型自動車第二種免許	大型自動車第二種免許	免許の種類
		•	に共気できる 電を存す	こ見記する卒業正月書と同す及び法第九十九条の五第五項条第二項後段に規定する書面	- る。)。 ただし、法第八十九一項第三号に該当する者に限	法第九十七 室は平成二 が	- 木ヨを余く。 まこ、 重伝を午 毎週月曜日から金曜日まで (試験日
		者を除く。)		重运免午果那留分室、山梨県警察本部交通部目二番二号	山梨県都留市下谷三丁合交通センター)	運転免許課 (山梨県総山梨県警察本部交通部	高少八百二十 5番地山梨県南アルプス市下	試験場所

兀 五 1 Щ 普通自動二輪車免許 当する者を含む。) 律 (平成十六年法律第九 通法の一部を改正する法 普通自動車免許 (道路交 大型自動二輪車免許 原動機付自転車免許 十号) 附則第十四条に該 審査 再試験 梨 中型自動車仮免許 普通自動二輪車免許 免 普通自動車仮免許 大型自動車仮免許 原動機付自転車免許 小型特殊自動車免許 大型自動二輪車免許 大型特殊自動車免許 技能による審査 県 免 許 公 許 の 報 の 種 種 第千九百二十四号 類 類 を除く。) 毎週火曜日及び木曜日 (休日 を除く。) 毎週水曜日及び金曜日 (休日 休日を除く。) 毎週月曜日から金曜日まで(試 審 験 平成二十一年二月十九日 查 日 \Box |山梨県南アルプス市下高 転免許課 (山梨県総合交山梨県警察本部交通部運 通センター) 砂八百二十五番地 山梨県南アルプス市下 運転免許課 (山梨県総 山梨県警察本部交通部 高砂八百二十五番地 合交通センター 試 審 験 查 場 場 所 所 2 中型自動車免許 中型自動車第二種免許 大型自動車免許 普通自動二輪車免許 大型自動二輪車免許 牽引免許 大型特殊自動車免許 普通自動車仮免許 普通自動車免許 普通自動車第二種免許 中型自動車仮免許 中型自動車免許 中型自動車第二種免許 大型自動車仮免許 大型自動車免許 大型自動車第二種免許 書面による審査 免 許 の 種 類 毎週水曜日 (休日を除く。) 毎週火曜日 (休日を除く。) 毎週月曜日 (休日を除く。) 休日を除く。) 毎週月曜日から金曜日まで(毎週金曜日(休日を除く。 審 查 日 |山梨県南アルプス市 県総合交通センター 県総合交通センター 部運転免許課 (山梨 山梨県南アルプス市 部運転免許課 (山梨 山梨県警察本部交通 下高砂八百二十五番 山梨県警察本部交诵 下高砂八百二十五番 審 查 場

所

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番